



野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

10月22日、千葉県で採取された野鳥の糞便から、**低病原性鳥インフルエンザ(H7亜型)ウイルス**が検出されました。

今回の事例は、我が国で今季初めて本病ウイルスが確認されたものです。

さらに10月10日以降、韓国においても野鳥の糞便から、**低病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)ウイルス**が検出されています。

これらのことは、国内に本病のウイルスが存在していることを示し、また本病ウイルスの国内侵入リスクが高まっていると考えられます。

韓国における野鳥からの鳥インフルエンザウイルスの分離事例 (2018年10月以降)

	場所		由来	採材日	判定日	病原性	亜型
①	慶尚南道	昌寧郡	糞便	10.6	10.10	低	H5N2
②	京畿道	坡州市	糞便	10.11	10.17	低	H5N2
③	京畿道	坡州市	糞便	10.15			H5
④	全羅北道	群山市	糞便	10.8	10.18	低	H5N2
⑤	忠清北道	清州市	糞便	10.15			H5



2018年10月18日現在
農林水産省動物衛生課

(韓国農林畜産食品部プレスリリースをもとに作成)

鶏などの家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病の発生予防やまん延防止に関する最新の情報を把握する
- 2 衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界がわかるようにする
- 3 衛生管理区域内に関係者以外の立ち入りを禁止し、衛生管理区域専用の衣服や靴を設置するなど病原体の持込み防止に努める
- 4 家きん舎の屋根、壁面及び防鳥ネットに破損がある場合は、速やかに修繕するなど野生動物の侵入防止に努める
- 5 家きん舎及び器具を清掃又は消毒し、衛生管理区域の衛生状態を確保する
- 6 家きんに異状が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する
- 7 埋却地を準備する
- 8 衛生管理区域に立入った者に関する記録や家きんに関する記録を作成し、保管する
- 9 大規模養鶏場にあつては、担当獣医師を定め、家きんの健康管理について、定期的に指導を受ける



家きんに異状が見られたら、ただちに

青森家畜保健衛生所 **にご連絡ください**

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474